

# 現場代理人 技術者 変更届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

現場代理人  
技術者  
年 月 日付けをもって契約した下記工事の  
年 月 日以降、次のとおり変更いたしますのでお届けします。

記

工事名							
現場代理人	変更前	氏名					
	変更後	氏名					
技術者	変更前	氏名					
	変更後	所属事業所名					
		氏名	(主・監・補・専)				
		技術資格	年 月	資格	番号		
		技士補資格	年 月	資格	番号		
		監理技術者 資格者証	交付番号	第	号	交付年月日	年 月 日
	(保有業種)	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・舗・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
変更理由							

- (注意)
- 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の設置基準については、建設業法第26条及び第26条の2を参照すること。
  - 現場代理人及び技術者については、受注者と直接的かつ恒常的雇用関係にあるものに限る。また、雇用関係の確認できる書類(健康保険証等)及び資格を証する書類(合格証、資格者証等)の写しを添付すること。
  - 専門技術者については、資格を証する書類(合格証、資格者証等)の写しを添付すること。